



## 4月1日から平成31年度(2019年度)の 経営所得安定対策等の 申請手続きが始まります。

**受付期間 4月1日(月)~7月1日(月)**

経営所得安定対策等の交付金を受けるためには、「様式第1号A交付申請書」と「営農計画書」を最寄りの地域農業再生協議会（JA、市町）又は中国四国農政局香川県拠点へ提出する必要があります。また、米のみを作付・販売する農業者でも、ナラシ対策への加入を考えている方は、「様式第1号A交付申請書」の提出が必要です。

なお、平成31年度から「様式第1号A交付申請書」の裏面「様式第1号B」がナラシ対策の申込となっていますので、ナラシに加入される方は、記載の上、提出をお願いします。

### 経営所得安定対策等とは

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・自給力の維持向上を図るため、飼料用米や麦などの戦略作物の本作化の推進や、地域の特色のある産地の創造を支援する等、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

### ● 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

対象者は、認定農業者、集落営農※、認定新規就農者

#### ① 数量払：生産量と品質に応じて交付

区分	平均交付単価
小麦	5,842円/60kg
はだか麦	7,830円/60kg
大豆	9,121円/60kg
そば	16,846円/45kg
なたね	該当なし

※平均交付単価は、香川県における30年産の単価です。

#### ※集落営農(ゲタ・ナラシ対策)

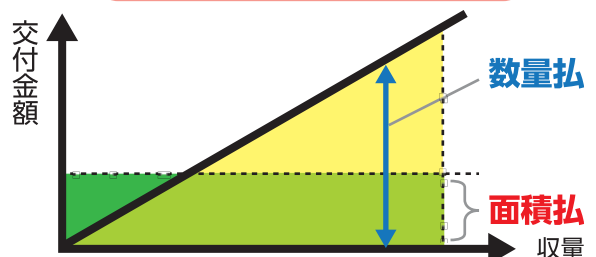
規約の作成、対象作物の共同販売經理のほか、市町が将来の農業経営の法人化や地域の農地利用集積について確実と認めることが必要。

#### ② 面積払(営農継続支払):

当年産の作付面積に応じて、数量払の内金として交付  
20,000円/10a (「そば」:13,000円/10a)

※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

#### 数量払と面積払との関係



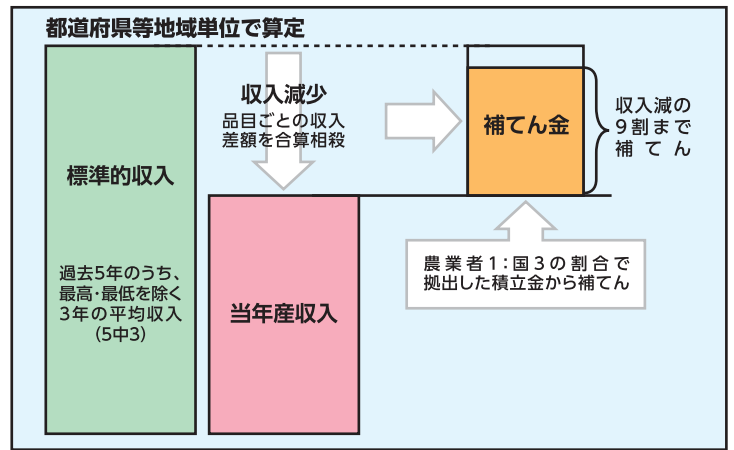
## 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者

★平成31年1月から始まった「収入保険制度」と重複しての加入はできません。

米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差の9割を補てんします。

対策加入者と国が1対3の割合で拠出。  
※積立金は掛け捨てではありません。

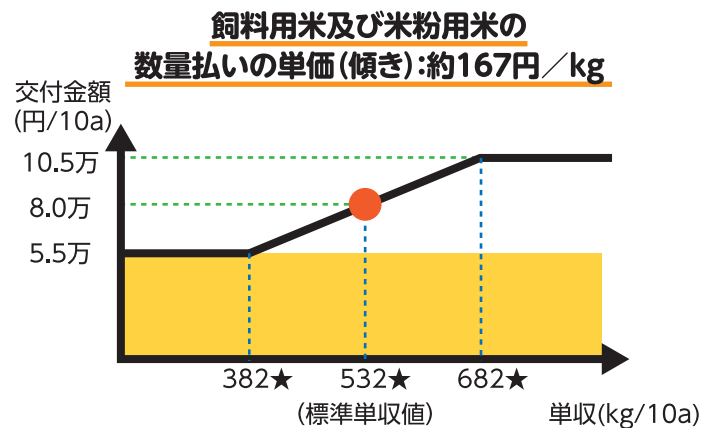


## 水田活用の直接支払交付金

対象者は、水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者

### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000～ 105,000円/10a



注) 飼料用米・米粉用米の数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。

また、飼料用米のSGS(ソフトグレインサイレージ)については、交付単価が8万円/10aになります。

★は全国平均の平年単収であり、各地域への適用に当たっては、毎年地域に応じて定めている単収(地域の合理的な単収)を適用します。

なお、上記の表の地域の単収(標準単収値)は、当年産の作柄に応じて調整します。

## 加工用米、新規需要米に取り組まれる農業者の皆様へ

加工用米、新規需要米に取り組まれる方は、あらかじめ、需要者と販売契約を締結した上で、7月1日までに中国四国農政局香川県拠点へ取組計画申請書等を提出する必要があります。

ただし、JA等の農業者団体の取組に参加される場合は、団体から申請されます。



## お問い合わせ先<経営所得安定対策関係>

### 中国四国農政局 香川県拠点 地方参事官室(経営所得安定対策担当)

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号  
高松サンポート合同庁舎南館5階  
電話:087-883-6503



フリーダイヤル

0120-38-3786

受付時間 (平日) 9:00~17:00

# 平成31年度(2019年度)の産地交付金

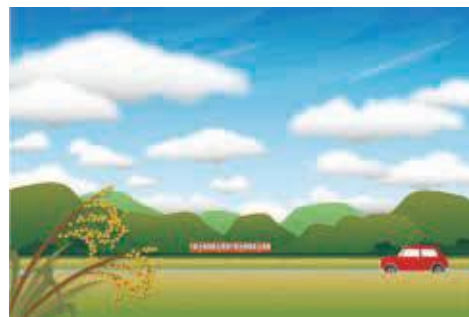
産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組を支援するもので、国からの配分の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

## <活用方法の基本的な考え方>

水田の有効利用や収益性の向上などを踏まえ、主な活用方法は県域で設定し、各地域の実情に応じ地域における主要品目等の生産に配慮して、資金枠の一部を地域へ配分します。

- ◆担い手による麦の生産拡大を確実に進めるとともに、引き続き、麦の二毛作、資源循環の耕畜連携の取組を支援します。
- ◆地域の実情に応じた重点園芸品目（野菜）や地域特産物の生産拡大など、地域の主体的な取組を支援します。
- ◆国からの配分は2回に分けて行われ、2回目の配分額が明らかになった時点で、交付単価を見直します※。

※ 1回目の配分額は、平成30年度配分額の約9割が予定されており、その額を基に交付単価を設定しているため、活用方法によっては上限単価を設定しています。2回目の追加配分額が明らかになった時点で、上限単価を設定している麦の二毛作加算等の交付単価について調整を行います。



## 具体的な使途

主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		31年度の交付単価 (10a当たり)
多様な 水稻の 生産 拡大	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米に取り組んだ面積に加算	い ず れ か を 交 付 (新規需要米)
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用米の「多収品種」に取り組んだ面積に加算 (※上記担い手以外は12,000円。)	
	加工用米の面積に対して加算 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組むことが必要です。)	



主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		31年度の交付単価 (10a当たり)
麦・大豆の生産振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算	<b>3,600円</b> 【上限4,000円】
	さらに法人格を有する場合は加算	<b>+1,800円</b> 【上限2,000円】
	さらに「さめきの夢2009」を作付した場合は加算	<b>+2,500円</b>
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算 (※上記担い手以外の採種農家も対象とします。)	<b>13,500円</b> 【上限15,000円】
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした大豆の面積に対して加算	<b>10,500円</b> 【上限12,000円】	

園芸作物等の生産振興	地域協議会が選定した重点園芸品目(野菜)や地域特産物など、地域の主要品目の作付面積等に対して助成 ※ 詳細は、各地域協議会にご確認ください。	地域協議会毎に 設定	
	そば、なたねの作付面積に対して助成 (※排水対策の実施が必要です。)		基幹作
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした「新市場開拓用米(輸出用米等)」の面積に対して助成 (※主食用米等とは別管理とし、実需者との契約が必要です。)		
		<b>20,000円</b>	

その他	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「資源循環の耕畜連携」の取組面積に対して助成 (※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布することが必要です。)	<b>11,500円</b> 【上限13,000円】
-----	--	-------------------------------

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

**※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。**

主食用米は、近年、需要量の減少を超えて、大きく作付が減少しています。「生産の目安」の達成を目指して積極的な生産をお願いします(第82号参照)。  
また、休耕等の水田には、飼料用米等の非主食用米をはじめ、麦や園芸作物を作付けし、香川の水田を余すことなく有効活用しましょう!



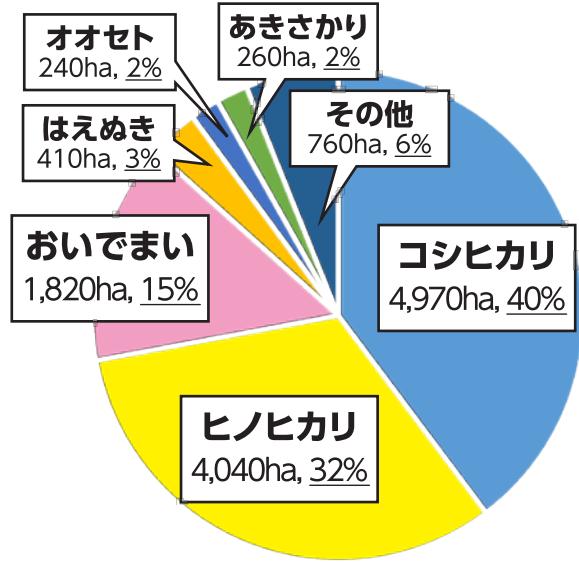
生産の概況

平成30年産主食用米の県全体の作付面積は、12,500ヘクタールで、収穫量は59,900トン、10アール当たり収量は479キログラムとなり、作況指数は96で「やや不良」となりました。

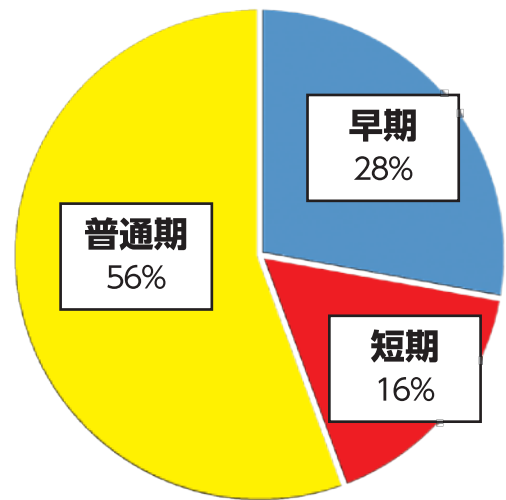
品種別の作付面積は、「コシヒカリ」が4,970ヘクタールで最も多く、次いで「ヒノヒカリ」が4,040ヘクタール、「おいでまい」が1,820ヘクタールとなっています。



平成30年産水稻の品種別作付面積の割合



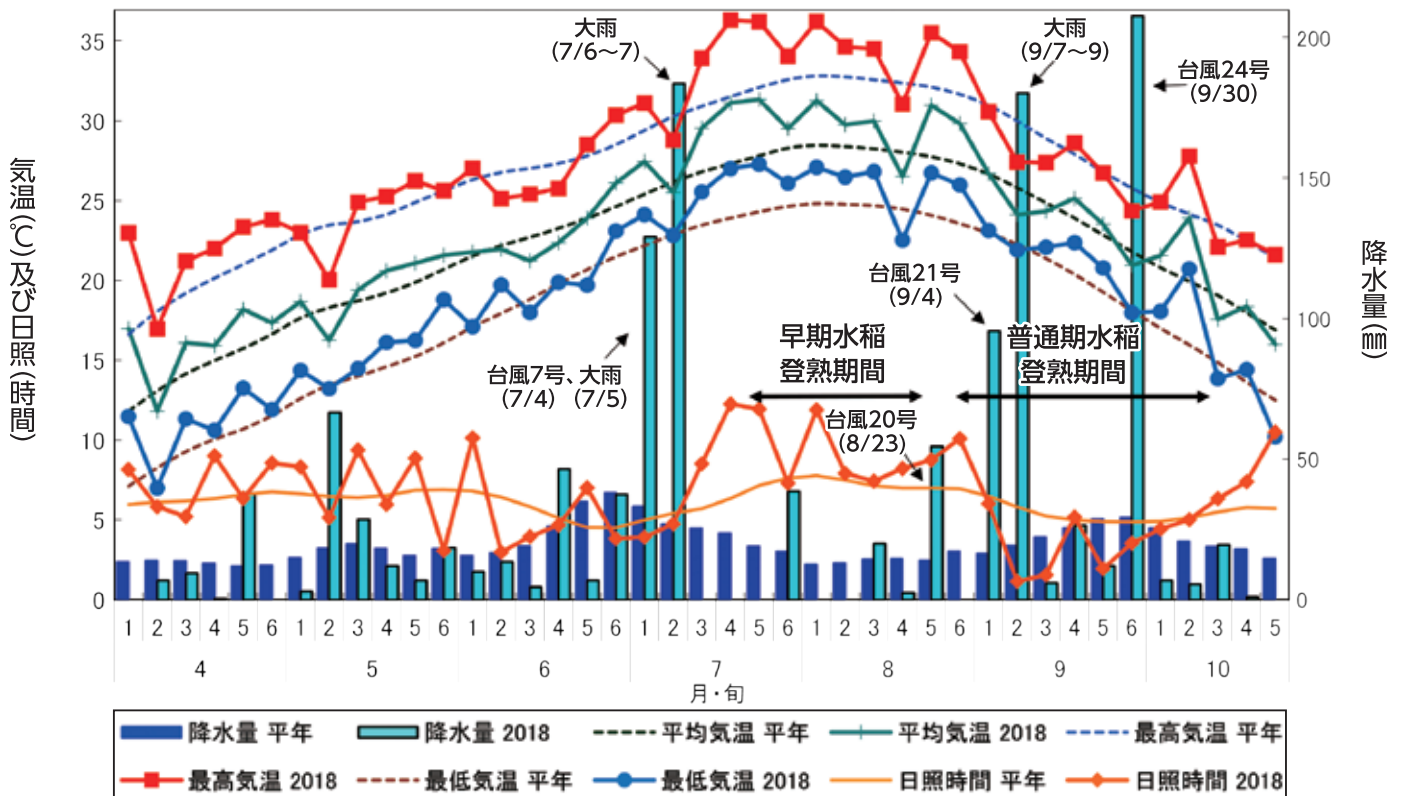
平成30年産米の作期別作付面積の割合



気象の概況

平成30年の気温は、7月中旬～8月にかけてかなり高くなりました。日照時間は、普通期水稻の登熟期間である9月がかなり短くなりました。降水量は、大雨や台風により、7月上旬、8月下旬及び9月上旬・下旬にかなり多くなりました。

高松気象データ 2018



## 平成30年産米の農産物検査等級比率



平成30年産米の品種別の1等米比率は、以下のとおりとなりました。  
**早期（4月～5月15日植の早生品種「コシヒカリ」など）：**  
 7～8月の高温の影響により、1等米比率は低い。  
**普通期（中生品種「おいでまい」、「ヒノヒカリ」など）：**  
 登熟期間の日照不足、台風の影響等により、1等米比率はやや低い。

(%)

銘柄	1等	2等	3等
おいでまい	54.3(69.5)	37.1(29.5)	8.3(1.0)
ヒノヒカリ	25.9(19.1)	71.0(79.1)	3.0(1.7)
コシヒカリ	1.1(1.9)	83.8(56.0)	15.0(42.1)
はえぬき	6.8(10.5)	91.2(85.9)	2.1(3.6)
あきさかり	61.1(—)	36.3(—)	2.6(—)
県計	19.9(18.4)	71.2(65.3)	8.7(16.3)

※ 平成31年1月末現在、( )内は昨年同時期の比率（農業生産流通課調べ）

## 農産物検査における主な落等理由

- ①**充実度** 全体的に充実の悪い粒(扁平な粒、縦溝の深い粒等)が目立つもの。
- ②**白未熟粒** 出穂期以降に、一時的・または長期的に高温や日照不足による障害を受けたもの。

## 平成31年(2019年)産米の栽培に向けた課題

- ①**暑さに負けない強い稲体づくり**
- ②**粒の充実を良くすること**

平成31年産米は以下の点に留意して栽培をおこない、高い品質と収量を目指しましょう。

### ■土づくり

鉄、ケイ酸、苦土等を含む資材を施用するとともに、深耕により根域の確保に努めましょう。

### ■適正な株間・植付本数

無駄な分けつが増えると病害虫が蔓延しやすくなるだけでなく、粒の充実が悪くなり、収量の減少につながります。適正な株間・植付本数にしましょう。

### ■病害虫防除

いもち病、紋枯病、カメムシ等の病害虫の影響を受けると、充実の悪い粒や斑点米が多くなります。

### ■水管理の徹底（穂ばらみ期～出穂期の湛水、土は収穫直前まで黒湿り）

穂ばらみ期～出穂期は必ず水分を保ち、高温障害や胴割粒の発生を防ぎましょう。また、粒の充実は収穫直前まで続くため、極力最後まで水分を切らさないようにしましょう。

### ■適正な穂肥の施用

特に猛暑の年は、稲が体力を消耗し、栄養不足になります。基肥一発肥料を使用している場合でも、葉色など生育状況を見ながら適正な穂肥の施用を検討することが必要です。

## 内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会指導部指導課  
 香川県農業協同組合 営農部農産販売課  
 香川県農政水産部 農業生産流通課  
 香川県農業再生協議会ホームページ

TEL: 087-825-2503

TEL: 087-818-4109

TEL: 087-832-3418

<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>